

東地申第37号

3月14日 交渉(その3)

JR東日本会社による人権侵害、団結権侵害の「組合脱退強要」「不当労働行為」の即刻停止と社員を監視する異常な職場実態の是正を求める緊急申し入れ

2. 組合員のプライバシーを侵害する「監視カメラ」を即刻撤去すること。

会社回答

「監視カメラ」は設置していない。職場内外で職場規律の厳正の観点から見過ごすことが出来ない問題事象が発生していること等を踏まえ、社員が安心して業務に専念できる環境保全を目的として「防犯カメラ」を設置しており、今後も必要な箇所に増配置していく考えである。

なお、その取扱いについては厳正に管理しており、「組合員のプライバシーを侵害」するようなものではない。

主な議論内容

組合：今回設置した「カメラ」について、設置した根拠を教えてください。

会社：昨今、職場規律の厳正の観点から「見過ごすことのできない事象」が発生したことで「防犯カメラ」を設置した。

組合：「見過ごすことのできない事象」とは何か。

会社：今のところ「盗難」があったとしか言えない。

組合：何があったのか、内容をハッキリ答えられないのであれば、今回設置したものは、「監視カメラ」だと思っている。

会社：監視カメラだと、「監視する人」が居る。「防犯カメラ規定」に基づいて設置している。「これは監視していませんよ」と言っている。

組合：設置箇所は、「盗難発生箇所」に設置している理解で良いのか。また、これまで、「防犯カメラ」に関する議論はしてきた中で、まだまだ、身の生命等に関する所の課題が残っている。なぜ乗務員の休憩箇所に設置したのか。

会社：今回は「詰所」「乗り継ぎ詰所」に設置する。そのようなところで「盗難」等が発生したからだ。

組合：設置したカメラの「記録（保存媒体）」はどのようなものにするのか。また、保管場所、映像の確認する目的、鍵の保管等、全て開示していただかないと、完全に「個人情報保護違反」となる。

会社：規定に基づき設置していて、会社が任意にやっていることではなく、この取り扱いは定めてあるが、詳細についてはセキュリティーがあることから明らかにできない。

組合：いつから設置し始めたのか、スピード感と時間軸が、意識され設置されている。女性社員が多くなる中で、カメラ設置に関する詳細も明らかにできないのであれば「即刻撤去」を求める。

会社：あくまで、職場規律の厳正の観点から設置している。社員の皆さんが安心して働けるよう「防犯カメラ」を設置している。撤去は考えていない。

最後に地本の主張を訴え、対立を確認して終了！

会社は不誠実な回答に終始し、2項も対立！

組合：団体交渉をやっても何も変わらず残念である。私たちが掴んだ話や、会社側が明らかにしてもらえますかと言うのであれば明らかにする。それを認めた上で「確認できたら是正する」という回答を残念ながらしていただかなかった。3月8日に出た「勤労速報」は、何ら変わりなく残念でならない。これが「信義誠実」なのか。防犯カメラについても同様である。防犯カメラの団体交渉、ガイドラインも分かっている、全て分かった上で交渉に臨んでいて、8割9割が盗難という目的の中で盗難の件数も分かっている。なぜ早急に、スピーディーに時間軸を持ってつけているのかということについても、なんら明らかにされない。明らかに目的は違うということはハッキリした。残念ながら交渉を終了せざるを得ない。全て対立で確認する。

会社：こちら側も、きちんと回答しているつもりである。繰り返しになるが「不当労働行為」「脱退強要」については行った事実は無いので、調べる必要は無い。監視カメラについても、防犯カメラというふうに申し上げている。安心できないという話があったが、防犯カメラがないと安心できないという声もいっぱい頂いている。それに対してしっかりとやっていく。それは盗難とかいろんな事象が東京のみならず、他の支社でも起きていることから、必要に応じてつけていくということであり、問題ないと考えている。

不当労働行為を絶対に許さず、全組合員で根絶に向けて起ち上がる！